

秦 忌 寸 朝 元 伝 考

—万葉集人物伝研究(二)—

川 上 富 吉

一はじめに

「大妻女子大学文学部紀要」第三号（昭和四十六年三月）に発表した拙稿「長忌寸意吉麻呂伝考」において、その稿を

万葉集中に異才を放つ長忌寸意吉麻呂をはじめとして、その周辺の、万葉歌風最盛期の代表的歌人たち——柿本朝臣人麻呂・高市連黒人・山上臣憶良ら——、さらには、それら一流歌人を支えた帰化族人——角兄麻呂・忍坂部乙麿・坂門人足・調首淡海・春日藏首老・坂上忌寸人長・吉田連宣・秦忌寸朝元・薩妙觀ら——の文化的文学的基本盤についての研究が隆盛にならんことを期して筆を擱くことにし、大方の御教示御叱正を待つ次第である。

と結んだ。いわば、万葉集の人物論的研究を志向したのであるが、この志向の線に沿つてこの稿では「秦忌寸朝元」についての伝記考証を試みてみることにする。

秦忌寸朝元は、萬葉集中、卷第十七に、

天平十八年正月白雪多零積レ地數寸也。於時左大臣橘卿率ニ大納言藤原豐成朝臣及諸王諸臣等參入太上天皇御在所中宮供奉掃ケ雪。於是降レ詔大臣參議并諸王者令レ侍于大殿上ニ諸卿大夫者令レ侍于南細殿ニ而則賜レ酒肆宴。勅曰汝諸王卿等聊賦ニ此雪ニ各奏ニ其詞。

香聞(三九二六)	葛井連諸會應 <small>レ</small> 詔歌一首	左大臣橘宿禰應 <small>レ</small> 詔歌一首
大伴宿禰家持應 <small>レ</small> 詔歌一首	須泥爾於保比底 布流雪乃 比加里乎見禮婆 多敷刀久母	紀朝臣男梶應 <small>レ</small> 詔歌一首
新 <small>アラタシキ</small> 年乃婆自米爾 豊乃登之 思流須登奈良思 雪能敷禮流波	山乃可比 曾許登母見延受 平登都日毛昨日毛今日毛 由吉能布	須泥爾於保比底 布流雪乃 比加里乎見禮婆 多敷刀久母
宇知爾毛刀爾毛 比賀流麻泥 零流白雪 見禮杼安可奴	安流香(三九二三)	紀朝臣男梶應 <small>レ</small> 詔歌一首
大伴宿禰家持應 <small>レ</small> 詔歌一首	葛井連諸會應 <small>レ</small> 詔歌一首	山乃可比 曾許登母見延受 平登都日毛昨日毛今日毛 由吉能布
藤原豊成朝臣	巨勢奈底麿朝臣	左大臣橘宿禰應 <small>レ</small> 詔歌一首
藤原仲麻呂朝臣	三原王	須泥爾於保比底 布流雪乃 比加里乎見禮婆 多敷刀久母
船王	邑知王	紀朝臣男梶應 <small>レ</small> 詔歌一首
林王	山田王	山乃可比 曾許登母見延受 平登都日毛昨日毛今日毛 由吉能布
小野朝臣綱手	穗積朝臣老	安流香(三九二三)
高橋朝臣國足	大伴牛養宿禰	葛井連諸會應 <small>レ</small> 詔歌一首
太朝臣德太理	智努王	須泥爾於保比底 布流雪乃 比加里乎見禮婆 多敷刀久母
	山田王	紀朝臣男梶應 <small>レ</small> 詔歌一首
	見禮杼安可奴	山乃可比 曾許登母見延受 平登都日毛昨日毛今日毛 由吉能布

高丘連河内

秦忌寸朝元

檜原造東人

右件王卿等應詔作歌依次奏之。登時不記其歌漏失。但秦忌寸朝元者左大臣橘卿謹曰。靡堪賦歌以贍之。因此默止也。

と見えるのみであつて、萬葉集をはじめとして他の上代文献にもその文学的著作をとどめることのない人物である。

作歌を一首も残さなかつたわりには秦忌寸朝元に関する伝記は早く『懷風藻』の釋辨正の伝に、

辨正法師者。俗姓秦氏。性滑稽。善談論。少年出家。頗洪玄學。太寶年中。遣學唐國。時遇李隆基龍潛之日。以善匿某。屢見賞遇。

有子朝慶朝元。法師及慶在唐死。元歸本朝。仕至大夫。天平年中。拜入唐判官。到大唐見天子。天子以其父故。特優詔厚賞賜。還至本朝尋卒。

續紀に、養老三年四月丁卯、秦朝元賜忌寸姓。五年正月甲戌、詔曰云々、(津守連通傳の下に引るが如し)。醫術從六位下秦朝元賜絶十疋、絲十絰、布一千端、鍼二十口。天平二年三月辛亥、太政官奏備、云々、又諸蕃異域風俗不同、若無譯語難以通事、仍仰云々秦朝元云々等五人、各取弟子一人、令習漢語者、詔並許之。三年正月丙子、正六位上、秦忌寸朝元授外從五位下、七年四月戊申、授外從五位上、九年十二月壬戌、爲圖書頭、十八年三月丁巳、爲主計頭、懷風藻云、辨正法師者、俗姓秦氏云々、大寶年中、遣學唐國、云々、有子朝慶、朝元、法師及慶在唐死、元歸本朝、仕至大夫、天平年中、拜入唐判官、到大唐見天子、天子以其父故、特優詔厚賞賜、還至本朝尋卒、と見えたり、と略記されているとおり、全くの「伝未詳」ではなく、かなり明瞭にできる人物なのである。

ところで、万葉研究史の上で、秦忌寸朝元個人に焦点を絞った論考

は、私見によれば、

①朝元

中西進

(昭和40年1月13日古代文学会大会口頭報告)

②秦忌寸朝元 市村宏(昭和39年11月「上代文学研究会報」第14号所載)

の二篇のみである。

従来、朝元が問題にされる場合は、その「卷第十七、三九一三」と二六における応詔歌の折に「但秦忌寸朝元者左大臣橘卿謹曰。靡堪賦歌以贍之。因此默止也」という事情である。そこには諧謔歌や滑稽歌の傾向と錢帛を賭けての歌作の遊びというものが問題にされたのであって、「歌は得詠まぬ故、貴きづくのひ物出だせ」と言はれしなるべし」(万葉集略解)という朝元像が通説固定した観があつた。だが、右記の一論考はその朝元の文学的立場にふみこもうとした点では示唆的な卓論である。

①中西進博士の「朝元」は、憶良の「在大唐時憶本郷歌(一63)」の伝承者としての朝元の文学的主体の位置づけと、いう点で画期的な卓論であるが、朝元の出自を懷風藻の弁正伝に拠って、「父弁正と中国夫妻との間に大宝三年に長安で出生した混血兒」としているのは失考であると思われる。また、②市村宏氏の「秦忌寸朝元」は、朝元が當時典薬頭であったと仮定した上で「以贍之」という洒落に注目しているのは作品の場と朝元像の理解に大いに示唆的な卓見であると思われるが、朝元の出自に関しては懷風藻の弁正伝および『万葉集古義』に拠り、「朝鮮からの帰化人の後裔である弁正と中国婦人との間に長安に生れた」としているのは失考であると思われる。①②いずれもが、惜しむらくは、その出生にかかる「朝元は唐にて生れたる由懷風藻に見ゆ」と断言した『万葉集略解』の朝元唐土出生説を無批判に踏襲した誤謬の非は小さくないと言わねばならない。さらに今、二氏の朝元論によつて、はじめて「秦忌寸朝元像」が浮き彫りされようとしている時に当つて、その瑕穎を黙過することは二氏の労作を無為にすることになり、萬葉集のよりよい理解のためにもよいことではないと思うので、あえて未熟非才ながら朝元の出生に関する略解流の

誤解偏見を是正したいと思うのである。二氏の朝元論にも多少の修正がなされ、よりよい朝元像が確立されることを願つて秦忌寸朝元の基礎的伝記考証をこころみてみようとするのが本稿である。確固たる朝元像構築のための下絵ともなればと思い、急ぎ中間報告の形でこの稿を草することにしたのであるから、大方のご海容のほどを願う次第である。

二 朝元唐土出生説について

従来の朝元伝は、四章の(二)項に列挙した文献資料をもとにして朝元の伝記が構作されてきたわけであるが、とりわけ『懷風藻』の弁正伝を軸として『続日本紀』によつて補綴した伝記が一般であった。そこには、加藤千蔭註1をはじめとして鹿持雅澄・井上通泰・窪田空穂・武田祐吉・佐佐木信綱註2・土屋文明などの諸家をして朝元唐土出生説を信じこませるような陥罪があつた。その元凶は弁正伝の「有子朝慶朝元」一句なのであるが、それを千蔭は『萬葉集略解』で、

朝元は唐にて生れたる由懷風藻に見ゆ。歌は得詠まぬ故、貴きつ

くのひ物出だせと言はれしなるべし。

と速断したために、引き続いて鹿持雅澄『萬葉集古義』も、『懷風藻』

の弁正伝を引いて、
上に云るごとく、朝元は唐ノ國に生れし人にて、醫術漢學の方には長タケたれど、歌よむことは得ざりしからに、貴き贋物ヲガモを出せと、
謹ていはれしなるべし、
と同調し、井上通泰『萬葉集新考』も、

さて此ニ因リテ黙止スとあるを見れば全く得作らざるにはあらね
ど大臣に反抗するに當るが故に作らざりしなり。又大臣のかくい
ひしは朝元は歸化人の子孫なる上其父の在唐中に唐婦の腹より生
れ又醫術井に漢語を以て仕へし人にて歌には堪能ならざりしが故
なり。又此人天平年中に入唐せし由懷風藻辨正傳に見えたるによ
りて思へば當時多く唐物を携へ歸りし聞ありけむによりて麝ヲガモ以贋

へと大臣の戯れしならむ

として朝元唐土出生説をとつてゐる。以後、沢鴻久孝『萬葉集注釈』以外の全註釋書類にはすべて略解流の朝元唐土出生説である。

これら朝元唐土出生説の根拠は明確な資料に欠けるのであって、唯一ふたしかな根拠が懷風藻の弁正伝の「有子朝慶朝元」なのである。これは「子ニ朝慶、朝元有リ」と読み、「子供に朝慶と朝元の二人があつた」という意であつて、その朝慶朝元二人の子供が、父弁正と共に渡唐して在唐していたというのか、弁正滞唐中の出生であるということなのか明言しているわけではない。しかし文章の正当な語序からいって、「子に朝慶朝元があつた」ということであつて、それが唐にあつて唐の女性との間に生れた子供であるとは他の章句のどこからも読み取ることはできない筈である。それを、朝慶朝元の二人が弁正滞唐中の出生であるかの如く誤読し、さらにその母を唐人としたのは、千蔭・雅澄らの恣意的な曲解であつたといわねばなるまい。参考までに『懷風藻』の注釈書類を見るに、林古溪『懷風藻新註』にも、日本古典大系本『懷風藻』の頭注（小島憲之博士）にも、「子が一人、朝慶と朝元とあつた」とするだけで、その出生地や生母には言及していないのである。「有子朝慶朝元」は、あくまでも「子供に朝慶と朝元の二人があつた」ということしか語つてはいないのである。

さて、朝元唐土出生説をはつきりと否定する材料は彼の年齢推定によるのであるが、詳しくは伝記の章の(五)に論及することにしよう。

三 その氏姓名について

秦忌寸朝元の名の出處は、萬葉集卷第十七以外に、次章の「(一) 秦忌寸朝元の略歴」に列挙したことであり、氏の「秦」、名の「朝元」の表記には異同がなく、姓の「忌寸」が明記されていない例を考慮しても、一貫して賜姓以来「忌寸」であつたことを確認することができるのである。さてそこで、この人物の氏姓名の表記を「秦忌寸朝元」としておくことにして、次にその読みについて考えてみるとよ

う。

(一) 氏「秦」について

まず、氏の「秦」は普通「ハタ」と訓まれている。万葉集の多くの注釈書をみると、「シン」と音読した明らかな例はなく、「ハタ」と清音で訓読しているものと、「ハダ」と濁音で読んでいるものとがある。「ハダ」と読ませているのは武田祐吉『萬葉集全註釈』、窪田空穂『萬葉集評釋』、岩波古典大系本『萬葉集』の三つであるが、これは、上代文献に限っていえば、「ハダ」と読んだことが次のいくつかの文証によつて知られるのである。

まず、萬葉集卷第十一、二三九番歌の、

朱引 秦不經 離寐 心異 我不念

は、「朱らひく膚にも触れず寢たれども心を異しくわが思はなくに」と訓読されているのである。「膚肌（はだ）」を表記するのに「秦」の字を用いているのであるから、「秦」は当然「ハダ」と訓まれていたことが明らかである。

次に、『古語拾遺』雄略天皇条に

至於長谷朝倉朝。秦氏分散。寄隸他族。秦酒公。進仕蒙寵。詔聚秦氏。賜於酒君。仍率領百八十種勝部。蠶織貢調。充積庭中。因賜姓宇豆麻佐。言隨積埋益也。所貢絹綿。軟於肌膚。故所謂秦織機織之緣也矣。

とあって、「秦」が「波陀（ハダ）」と發音されていてことから逆に絹織物と肌との関連をとらえて氏名起源説話を作り上げたものであろうから、「秦」が「ハダ」と訓読されていたことが分明する。

また、『新撰姓氏録』左京諸蕃の太秦公宿禰の条には、

秦王所獻絲綿絹帛。朕服用柔軟。溫緩如肌膚。仍賜姓波多。

とあって『古語拾遺』同様の「肌（はだ）」との関連説話を記しており、「秦」が「波多（ハダ）」と読まれていたことが明らかとなる。なお、「秦」の表記は、大日本古文書によれば「秦稻持」という同

人物を表記するのに「波太、波多」、「秦稻村」の場合は「判太・半太」とも書かれているが、いずれも「ハダ」と読まれていたようである。

(二) 姓「忌寸」について

姓の「忌寸」は、『統日本紀』天平宝字三年冬十月辛丑条に

天下諸姓着君字者。換以公字。伊美吉以忌寸。

とあるのによれば、「イミキ」と訓むのが正しい。

(三) 名「朝元」について

名の「朝元」は、多く「テウグエム・テウグワン・テウゲエン・テウグエニ・テウグワニ」と音読されるのが通用のようであるが、これは氏「秦」を「シン」と音読せずに「ハダ」と訓読しているのにならない、名の「朝元」も訓読した方が穩当のようである。温故堂本に「アサモト」と傍訓があるので從つて、「アサモト」と訓むべきであろう。今後「アサモト」と通用したい。

以上のごとく、氏姓名については、氏「秦」は「ハダ」、姓「忌寸」は「イミキ」、名「朝元」は「アサモト」ということになり、ここに「ハダノ イミキ アサモト」と通称すべきことを提唱したい。

四 秦忌寸氏と朝元について

(一) 秦忌寸氏について

秦忌寸朝元の所属する秦忌寸氏について古代文献、とくに日本書紀・続日本紀を中心につけてみると次のごとくである。

① 日本書紀、雄略天皇十二年冬十月条に、

癸酉朔壬午、天皇命木有工闕鷦鷯田、一本云猪名郡御始起樓閣。於是、御田登樓、疾走四面。有若飛行。時有伊勢采女、仰觀樓上、怪彼疾行、顙仆於庭、覆所擎餌饑餓者。御膳天皇便疑御田奸其采女、自念將刑、而付物部。時秦酒公侍坐。欲

以琴聲、使悟於天皇。橫琴彈曰、

柯武柯筮能、伊制能、伊制能奴能、婆柯曳鳴、伊袁甫流柯枳底、志我都矩屢麻泥爾、飫袁枳瀧爾、柯挖俱、都柯陪麻都羅武騰、倭我伊能致謀、那我俱母鵠騰、伊比志挖俱彌皤夜、阿挖羅俱彌皤夜。

於是、天皇悟琴聲、而赦其罪。

②日本書紀、雄略天皇十五年條に、

秦民分散臣連等、各隨欲駈使。勿委秦造。由是、秦造酒甚以爲憂、而仕於天皇。々々愛寵之。詔聚秦民、賜於秦酒公。々仍領率百八十種勝、奉獻庸調絹繻、充積朝庭。因賜姓曰禹豆麻佐。一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也。

③日本書紀、雄略天皇十六年秋七月條に、

詔、宜桑國縣殖桑。又散遷秦民、使獻庸調。

④日本書紀、欽明天皇即位前紀条に、

天皇幼時、夢有人大云、天皇龍愛秦大津父、及壯大、必有天下。寐驚遣使普求、得自山背國紀郡深草里。姓字果如所夢。

於是、忻喜遍身、歎未曾夢。乃告之曰、汝有何事。答云、無

也。但臣向伊勢、商價來還、山逢二狼相鬪汙血。乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂鹿行。儻逢獵士、見禽尤速。

乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之。俱令全命。天皇曰、必此報也。乃令近侍、優寵日新。大致饒富。及至殘祚、拜天藏省。

⑤日本書紀、欽明天皇元年（540）八月條に、召集秦人・漢人等、諸蕃投化者、安置國郡。編貢戶籍。秦人

戶數、總七千五十三戶。以大藏掾、爲秦伴造。

⑥日本書紀、推古天皇十一年（603）十一月條に、

己亥朔、皇太子謂諸大夫曰、我有尊佛像。誰得是像以恭拝。

時秦造河勝進曰、臣拝之。便受佛像。因以造蜂岡寺。

⑦日本書紀、推古天皇十八年（610）冬十月條に、

己丑朔丙申、新羅任那使人臻於京。是日、命額田部連比羅夫、

爲迎新羅客、莊馬之長。以膳臣大伴爲迎任那客、莊馬之長。

即安置阿斗河邊館。○丁酉、客等拜朝庭。於是、命秦造河勝土部連菟、爲新羅導者。以間人連鹽蓋、阿闍臣大籠、爲任那導者。共引以自南門入、立于庭中。

⑧日本書紀、皇極天皇三年（644）秋七月條に、

東國不盡河邊人大生部多、勸祭蟲於村里之人曰、此者常世神也。祭此神者、致富與壽。巫頸等遂許、託於神語曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少。由是、加勸、捨民家財寶、陳酒、陳菜六畜於路側、而使呼曰、新富入來。都鄙之人、取常世蟲、置於清座、歌舞、求福棄捨珍財。都無所益、損費極甚。於是、葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多。其巫頸等、恐休勸祭。時人便作歌曰、

禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳舉曳俱屢、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母。

此蟲者、常生於橘樹。或生於曼椒。蔓椒、此云其長四寸餘、其大如頭指許。其色綠而有黑點。其貞全似養蠶。

⑨日本書紀、孝德天皇大化元年（645）九月條に、

戊辰、古人皇子、與蘇我田口臣川掘、物部朴井連稚子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田來津、謀反。

⑩日本書紀、孝德天皇大化五年（649）三月十七日條に、

天皇乃將興軍、圍大臣宅。大臣乃將二子法師與赤猪、更名。

⑪日本書紀、孝德天皇大化五年（649）三月三十日條に、

甲戌、坐蘇我山田大臣、而被戮者、田口臣筑紫・耳梨道德・高田醜（醜此云雄・額田部湯坐連國名。秦吾寺等、凡十四人。被

絞者九人。被流者十五人。

⑫日本書紀、齊明天皇四年（658）冬十月條に、

庚戌朔甲子、幸紀溫湯。天皇憇、皇孫建王、愴爾悲泣。乃口號曰、耶麻古曳底、于瀧倭枕留臘母、於母之樓枳、伊麻紀能禹知播、

倭須羅庚麻盲珥。一

瀬能、于之袁能矩娜利、于那俱娜梨、于之麿母俱例尼、飫岐底嗣庚柯武。二共

于都俱之枳、阿餓倭柯枳古弘、飫岐底嗣庚柯武。三共

詔秦大藏造萬里曰、傳斯歌、勿令忘於世。

(13)日本書紀、天智天皇即位前紀条に、

九月、皇太子御長津宮。以織冠授於百濟王子豐璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔・小山下秦造田來津、率軍五千餘衛送於本鄉。於是、豐璋入國之時、福信迎來、稽首奉國朝政、皆悉委焉。

(14)日本書紀、天智天皇元年(662)冬十二月条に、

丙戌朔、百濟王豐璋、其臣佐平福信等、與狹井連開名。朴市田來津議曰、此州柔者、遠隔田畠、土地磽確。非農桑之地。是拒戰之場。此焉久處、民可飢饉。今可遷於避城。々々者、西北帶以古連且涇之水、東南據深泥巨壤之防。緣以周田、決渠降雨。華實之毛、則三韓之上腴焉。衣食之源、則一儀之隩區矣。雖曰地卑、豈不遷歟。於是、朴市田來津獨進而諫曰、避城與敵所在之間、一夜可行。相近茲甚。若有不虞、其悔難及能矣。夫飢者後也、亡者先也。今敵所以不妄來者、州柔設置山險、盡爲防禦、山峻高而谿隘、守易而攻難之故也。若處卑地、何以固居、而不搖動、及今日乎。遂不聽諫、而都避城。

(15)日本書紀、天智天皇二年(663)秋八月廿八日条に、

己酉、日本諸將、與百濟王、不覲氣象、而相謂之曰、我等爭先、彼應自退。更率日本亂伍、中軍之卒、進打三大唐堅陣之軍。大唐便自左右夾船繞戰。須臾之際、官軍敗績。赴水溺死者衆。艦船不得迴旋。朴市田來津、仰天而誓、切齒而噴、殺數十人。於焉戰死。是時、百濟王豐璋、與數人乘船、逃去高麗。

(16)日本書紀、天武天皇元年(672)六月二十九日条に、
己丑、天皇往和賀、命高市皇子、號令軍衆。天皇亦還于野上而居之。是日、大伴連吹負、密與留守司坂上直熊毛議之、

謂二漢直等曰、我許稱高市皇子、率數十騎、自飛鳥寺北路、出之臨營。乃汝內應之。既而續兵於百濟家、自南門出之。先秦造龍、令犧鼻而乘馬馳之、俾唱於寺西營中曰、高市皇子、自不破至。軍衆多從。爰留守司高坂王、及與兵使者穗積臣百足等、據飛鳥寺西櫻下爲營。唯百足居小墾田兵庫、運兵於近江。時營中軍衆、聞熊叫聲、悉散走。仍大伴連吹負、率數十騎劇來。則熊毛及諸直等、共與連和。軍士亦從。乃舉高市皇子之命、喚穗積臣百足於小墾田兵庫。爰百足乘馬緩來。逮于飛鳥寺西櫻下、有一人曰、下馬也。時百足下馬遲之、便取其襟以引墮、射中一箭。因拔刀斬而殺之。乃禁穗積臣五百枝。物部首日向、俄而赦之置軍中。且喚高坂王、稚狹王、而令從軍焉。既而遣大伴連安麻呂・坂上直老・佐味君宿那麻呂等於不破宮、令奏事狀。天皇大喜之。因乃命吹負・抨將軍。是時、三輪君高市麻呂・鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如譽悉會將軍麾下。乃規襲近江。撰衆中之英俊、爲別將及軍監一。

(17)日本書紀、天武天皇元年(672)七月九日条に、

戊戌、男依等討近江將秦友足於鳥籠山斬之。

(18)日本書紀、天武天皇九年(680)五月二十一日条に、

乙未、小錦下秦造綱手卒。由壬申年之功、贈大錦上位。

(19)日本書紀天武天皇十二年(683)九月二十三日条に、

丁未、倭直・栗隈首・水取造・矢田部造・藤原部造・刑部造・福草部造・凡河内直・川内漢直・物部首・山背直・葛城直・殿服部造・門部直・錦織造・縵造・鳥取造・來自舍人造・檜隈舍人造・大泊造・秦造・川瀬舍人造・倭馬銅造・川内馬銅造・黃文造・蓆集造・勾官作造・石上部造・財日奉造・泥部造・穴穂部造・白髮部造・忍海造・羽束造・文首・小泊瀬造・百濟造・語造・凡卅八氏、賜姓曰連。

(20)日本書紀、天武天皇十四年(685)六月二十日条に、

乙亥朔甲午、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒

人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連、并十一氏、賜姓曰「忌寸」。

②日本書紀、天武天皇朱鳥元年（686）八月条に、
丁丑、爲天皇體不豫、祈于神祇。辛巳、遣秦忌寸石勝、奉幣於土左大神。

③日本書紀、持統天皇十年（696）五月三日条に、

詔大錦上秦造綱手、賜姓爲「忌寸」。

④日本書紀、文武天皇大宝二年（702）四月十日条に、

從七位下秦忌寸廣庭獻杠谷樹八尋梓根遣使者奉于伊勢大神宮上。

⑤日本書紀、文武天皇慶雲元年（704）春正月七日条に、
從六位下秦忌寸百足八中略授從五位下。

⑥日本書紀、聖武天皇神龜三年（726）春正月廿一日条に、
正六位上八中略▽秦忌寸足國。八中略▽從五位下。

⑦日本書紀、聖武天皇天平六年（734）春正月十七日条
從七位上秦忌寸大宅外從五位下。

⑧日本書紀、聖武天皇天平七年（735）五月七日条に、
入唐使獻請益秦大麻呂問答六卷。

⑨日本書紀、聖武天皇天平十四年（742）八月五日条に、
詔授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下賜太秦公之姓。并錢一百貫。施一百疋。布二百端。綿二百屯。以築三大宮垣也。

⑩日本書紀、聖武天皇天平十七年（745）五月三日条に、
地震。遣造宮輔從四位下秦公嶋麻呂令掃除恭仁宮。

⑪日本書紀、聖武天皇天平十九年（747）三月十日条に、
從四位下秦忌寸嶋麻呂爲長門守。

⑫日本書紀、聖武天皇天平十九年（747）六月四日条に、
長門國守從四位下秦忌寸嶋麻呂卒。

⑬日本書紀、聖武天皇天平二十年（748）十月条に、
正七位下廣幡牛養賜秦姓。

⑭日本書紀、孝謙天皇天平勝宝二年（750）春正月十六日条に、
正六位上秦忌寸首麻呂八中略外從五位下。

⑮日本書紀、淳仁天皇天平宝字八年（764）冬十月七日条に、
正六位上八中略▽秦忌寸智麻呂。八中略▽秦忌寸伊波太氣。八中略▽並外從五位下。

⑯日本書紀、稱德天皇天平神護元年（765）春正月七日条に、
正六位上八中略▽秦忌寸公足。八中略▽外從五位下。

⑰日本書紀、稱德天皇神護景雲元年（767）春正月十八日条に、
正六位下八中略▽秦忌寸襄守。八中略▽外從五位下。

⑱日本書紀、稱德天皇神護景雲元年（767）五月廿五日条に、
外從五位下秦忌寸襄守爲縫部正。

⑲日本書紀、稱德天皇神護景雲元年（767）八月廿三日条に、
參河守從四位下伊勢朝臣老人從四位上。八中略▽介外從五位下秦忌寸智麻呂。據民忌寸總麻呂並外從五位上。

⑳日本書紀、稱德天皇神護景雲元年（767）八月廿九日条に、
外從五位上秦忌寸智麻呂並爲一切經次官。

㉑日本書紀、稱德天皇神護景雲二年（768）三月二十日条に、
正八位上秦忌寸弟麻呂八中略▽授外從五位下。以貢獻也。

㉒日本書紀、稱德天皇神護景雲二年（768）秋七月一日条に、
外從五位下秦忌寸真成爲造法華寺判官。

㉓日本書紀、稱德天皇神護景雲三年（769）三月十日条に、
從五位下大伴宿稱清麻呂爲主稅頭。外從五位上秦忌寸智麻呂爲助。

㉔日本書紀、稱德天皇寶龜元年（770）三月十九日条に、
內掃部司員外令史正六位上秦刀良。本是備前國仕丁。巧造狹疊。

㉕日本書紀、稱德天皇寶龜元年（770）八月四日条に、

外從五位下佐太忌寸味村。外從五位下秦忌寸眞成。判官主典各二人。宮内。大膳。大炊。造酒。苦陶。監物等司一人。爲_フ養役夫司上。

⑯ 続日本紀、光仁天皇宝亀五年（774）三月五日条に、

外從五位下秦忌寸伊波多氣爲_ニ飛驒守。△中略▽從五位上三方王爲_ニ備前守。外從五位下秦忌寸眞成爲_レ介。△中略▽外從五位下秦忌寸養守爲_ニ日向守。

⑰ 続日本紀、光仁天皇宝亀七年（776）十二月廿五日条に、

左京人從六位下秦忌寸長野等廿二人賜_ニ姓奈良忌寸。山背國葛野郡人秦忌寸箕造等九十七人朝原忌寸。

⑱ 続日本紀、桓武天皇延暦三年（784）春正月七日条に、

正六位上△中略▽秦忌寸長足並外從五位下。

⑲ 続日本紀、桓武天皇延暦三年（784）十二月十八日条に、

山背國葛野郡人外正八位下秦忌寸足長策_ニ宮城。授_ニ從五位上。

⑳ 続日本紀、桓武天皇延暦四年（785）春正月七日条に、

正六位上△中略▽秦忌寸馬長△中略▽外從五位下。

㉑ 続日本紀、桓武天皇延暦四年（785）春正月十五日条に、

外從五位下秦忌寸長足爲_ニ豊前介。

㉒ 続日本紀、桓武天皇延暦四年（785）秋七月十六日条に、

外從五位下秦忌寸馬養爲_ニ土左守。

㉓ 続日本紀、桓武天皇延暦四年（785）八月廿三日条に、

授_ニ從七位上太秦公忌寸宅守從五位下_ニ以_レ築_ニ太政官院垣_一也。

㉔ 続日本紀、桓武天皇延暦四年（785）冬十月条に、

從五位上秦忌寸足長_ニ王計頭。

㉕ 続日本紀、桓武天皇延暦七年（788）秋七月条に、

從五位下太秦公忌寸宅守爲_ニ主計助。

㉖ 続日本紀、桓武天皇延暦八年（789）三月条に、

從五位下太秦公忌寸宅守爲_ニ左兵庫助。

㉗ 続日本紀、桓武天皇延暦十年（791）春正月十三日条に、

太秦公忌寸濱刀自女賜_ニ姓賀美能宿称。賀美能親王之乳母也。

右の⑩例にのぼる秦氏の活躍を他の文献資料をも参照しながら、相互の関連をさぐって、秦氏の系統をはつきりさせてみるとよ

う。

秦氏は『新撰姓氏録』（弘仁五年（814）六月撰）山城国諸蕃秦忌寸の条に、

太秦公宿禰同祖。秦始皇帝之後也。功智王。弓月王。譽田天皇

諱定神十四年來朝。上表更歸_レ國。率_ニ百廿七縣伯姓_ニ歸化。并獻_ニ金

銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜_ニ大和朝津間腋上地_ニ居_レ之焉。

男真德王。次普洞王。古記云。浦東君。大鷦鷯天皇諱仁御世。賜_ニ姓曰_ニ波

陀。今秦字之訓也。次雲師王。次武良王。普洞王男秦公酒。大泊

瀬稚武天皇諱建御世。奏備。普洞王時。秦民物被_ニ劫略。今見在

者。十不_レ存_レ一。請_ニ遣_ニ勅使_ニ檢括招集。天皇遣_ニ使小子部雷。率_ニ

大隅阿多隼人等。搜括鳩集。得_ニ秦民九十二部一萬八千六百七十

人。遂賜_ニ於酒。爰率_ニ秦民_ニ養_ニ蠶織_ニ絹。盛_ニ筐詣_ニ闕貢進。如_ニ

岳如_ニ山。積_ニ蓄朝庭。天皇嘉_ニ之。特降_ニ寵命。賜_ニ號曰_ニ禹都萬

佐。是盈積有_ニ利益_ニ之義。役_ニ諸秦氏_ニ構_ニ八丈大藏於宮側。納_ニ其

貢物。故名_ニ其地_ニ曰_ニ長谷朝倉宮。是時始置_ニ大藏官員。以_ニ酒爲_ニ

長官。秦氏等一祖子孫。或就_ニ居住。或依_ニ行事。別爲_ニ數腹。天

平廿年在京畿者。咸改賜_ニ伊美吉姓_ニ也。

とあるのによれば、応神朝に、弓月君を首領として百二十七県の人民が投化し、大和朝津間腋上の地を賜つて居住したという。そこが彼らを率きつれてきた葛城襲津彦の根拠地であつた故であろう。その地は大和國南葛城郡（現、奈良県御所市）に坂上や朝妻の地名が存するこ

とによって推定できるが、現在その地域には秦氏関係のはつきりした遺蹟は見当らない。

さて、『日本書紀』（養老四年（720）五月成る）における大化改新以前の秦氏の氏人として頗著な人物を挙げてみると、応神朝の弓月君、雄略朝の秦造酒公、欽明朝の秦大津父、推古皇極朝の秦造河勝の四人

であり、あとの三人は大和葛城に居住した弓月君から派れて、山城（山背）国を本居とし、山城国諸番の雄族を形成するに至つたものと推定しうるのである。その本居地は、山城国、特に、その北部一帯の葛野の原野——のちの葛野・愛宕・乙訓・紀伊の四郡に亘つてゐた——であった。おそらく、その開拓のはじめは、①②③に挙げた雄略朝の秦造酒公に統率されて、大和國南葛城郡から移住した集団であつた

と考えられる。旧巨椋池以北、葛野川（現、桂川水流域）の沿岸が漸次開墾・灌漑され、『政事要略』にのせる「秦氏本系帳」にある葛野大堰の大構築がなされ、墾田地を大幅に増大し、一大穀倉地となしたことは事実であろう。

④⑤に挙げた欽明朝の秦大津父は、①②③に挙げた秦造酒公の系統であつて、山背国紀郡（紀伊郡のこと）深草里に住み、饒富の人であつたとされ、大蔵掾に拜せられ、秦人戸数七千五十三戸を統括して秦伴造となつたことが首肯できる。

次に⑥⑦⑧に挙げた推古朝の秦造河勝は、その祖、秦酒公、近い父祖の時代に當る大津父らから承けた財力をもとにして聖德太子の寵愛の下に、秦氏の氏寺として広隆寺（秦寺・秦公寺）^{註8}を造立^{註9}、さらに、太子より押領の仏像を安置するために蜂岡寺をも造立したことは「広隆寺縁起」によつても証明できよう。河勝は北山城を本居として繁殖した秦氏の本宗系の代表者（氏上）であつたことを示していよう。

ちなみに、洛西太秦一帯や西山丘陵沿いにのこる古墳時代後期の築造と推定される多くの巨大な墳丘は、その頃この北山城一帯に盤踞した秦氏の豪富を証明する考古学的資料なのである。なお、この一帯に、広隆寺をはじめ松尾大社・稻荷大社・大酒神社など多くの社寺を奉祀造立していることからして、山城系秦氏の本居地であつたことがわかる。

大化改新前後の秦氏には、⑨⑩⑪⑫⑬に挙げた近江朴市（愛智）の住人らしい秦造朴市田来津があり、軍略に長けた人物であつたらしいが

朝鮮にて戦死している。⑩は赤猪の別名が秦ということで、たぶん乳母か養家の氏名であつたろう。おそらく⑪の秦吾寺は赤猪と近い関係一養育者か一大和國南葛城の秦氏の人であつたろう。⑫の秦大蔵萬里は、山城系であつたかと思われるが、あるいは河内系かとも考えられるので今のところ不明としておきたい。

天武・持統朝における秦氏は、壬申の乱の功臣に、⑩に挙げた秦造姓の熊と同姓の⑯の綱手の二人があり、熊の消息は明らかではないが、おそらく熊と綱手は兄弟であつたかと思われる。⑯⑰に挙げた綱手の方は天武九年（690）九月に小錦下で卒しており、大錦上位を贈られ、後に、持統十年（696）五月に忌寸姓を追贈されていることからみて、持統十年には綱手の直系の子孫があつたことを語つている。それがだれか今は未定である。この熊と綱手は、その活躍の場——飛鳥古京——から見て、大和葛城系の秦氏であつたかと思われる。天武末年の朱鳥元年（686）八月には天皇不豫となり、平癒祈願のためであらうか、土左大神への奉幣使として派遣された⑯の秦忌寸石勝は、その命名から類推して推古天極朝に活躍した河勝直系の人物、おそらく子供であろうと思われる。

秦造朴市田來津・秦吾寺・秦造熊・秦造綱手ら大和系近江系の秦氏に關係する記録は軍略方面のことが多く、山城系の秦氏には資財・寺社の奉祀造立面のことが多いのは、その居住地の風土的相違なのであろうか、これは大きな課題であり、後考に譲ることにしよう。

次に『続日本紀』に見える秦氏を概観してみると、養老三年（719）朝元登場以前の官人には、広庭・百足のふたり、養老三年以後の官人には、足国・大宅・大麻呂・嶋麻呂・大魚・牛養・首麻呂・智麻呂・伊波太竹（石竹）・公足・蓑守・真成・弟麻呂・刀良・長足・足長・馬長・宅守の18名があり、うち、五位以上の貴族官僚にのぼつたものは、從四位上秦女王を別格として、

従四位下 大秦公忌寸嶋麻呂

従五位上 秦忌寸足長

の17名である。そして、この17名が任	馬長足	刀良	弟呂	真成	蓑足	公尼	石竹	首麻呂	大魚	大宅	真成	秦忌寸百足	太秦公忌寸宅守	足国	秦忌寸智麻呂	外従五位上	外従五位下	従五位下
---------------------	-----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-------	---------	----	--------	-------	-------	------

じた極官を整理してみると、

日向守	外従五位下秦忌寸義守
播磨介	夕
備前介	夕
豊前介	夕
飛驒守	夕
下野守	夕
參河介	夕
外従五位上秦忌寸智麻呂	夕
大魚	夕
石竹	夕
長足	夕
真成	夕
石竹	夕

(二) 秦忌寸朝元の略歴

(二) 秦忌寸朝元の略歴
秦忌寸朝元の名が記録されている文献資料は、萬葉集のほかには、時代順に列挙すれば次の如くである。

主計頭
綰部正
主稅助
從五位上秦忌寸足長
外從從五位下秦忌寸襄守
外從五位上秦忌寸智麻呂
從五位下大毛守

長門守	左兵庫助	造宮輔
土左守	写一切経次官	
	造法華寺判官	
	内掃部司員外令史	
		從四位下秦公鷗麻呂
		從五位下大秦公忌寸宅守
		外從五位上秦忌寸智麻呂
		外從五位上秦忌寸真成
	正六位上秦刀良	從四位下太秦公忌寸鷗麻呂
		外從五位下秦忌寸馬長

(1) 養老二年夏四月丁卯。秦朝元。賜忌寸姓。
(2) 養老五年春正月甲戌。詔曰。文人武士。國家所重。醫卜方術。古今斯崇。宜擢_ア於百僚之內。優_シ遊學業。堪_ル爲_ニ師範者上特加_ニ賞賜。勸_ス勵_ス後生_甲。八中略_△。醫術八中略_△。從六位下。秦朝元。

△中略▽各施十疋。絲十絰。布廿端。鍼廿口。

(3) 天平二年三月辛亥。太政官奏稱。△中略▽又諸番異域。風俗不同。若無譯語。難以通事。仍仰△中略▽秦忌寸朝元。

△中略▽等五人。各取弟子二人。令習漢語者。詔並許之。

(4) 天平三年春正月丙子。授△中略▽正六位上△中略▽秦忌寸朝元。並外從五位下。

(5) 天平七年夏四月戊申。授△中略▽外從五位下秦忌寸朝元。外從五位上。△中略▽。

(6) 天平九年十二月壬戌。△中略▽外從五位上秦忌寸朝元。爲圖書頭。

(7) 天平十八年三月丁巳。△中略▽外從五位上秦忌寸朝元。爲主計頭。

③公卿補任

桓武天皇天應二年、參議正四位下 藤種繼 參議正三位式部卿大宰帥宇合孫。淨成之

子。母從五位下秦朝元之女。

④尊卑分脉

(1) 藤原菅繼 母從四下秦朝元女
母秦源女

以上であるが、(1)に示した秦氏とのつりあいを検討してみると次のようになる。

秦忌寸氏にはかつて参議以上の高級貴族官僚にのぼったものがないという事実がある。その多くが、嘗々と精励した晩年に下級貴族官僚の最下位である五位の、その外位にたどりうるのが精一杯といった卑姓官人層に属していた。内位の五位にはわずか四名のすくなきであり、四位に至ってはわずかに二人、太秦公忌寸嶋麻呂と秦忌寸朝元といふ様相を呈したのが、奈良時代における秦氏の勢力・家格なのである。だが、こうした時代に、朝元は『尊卑分脉』藤原菅繼の項によれば、おそらく天平勝宝元年に、外從五位下主計頭にあって東大寺造

營・大仏造頭に寄与した功により從四位下に特授されたらしいのである。こうしたケースは、(2)の秦下嶋麻呂が宮垣築造の功勞によつて外正八位下から從四位下を特授されたり、(4)の秦忌寸足長が宮城を築いた功勞によつて外正八位下から從五位上を特授されたり、(5)の太秦公忌寸守が太政官院の垣を築造した功勞によつて從七位上から從五位下に特授されたのと規を同じくすることである。結局のところ朝元は秦忌寸氏の出世頭ということになるのである。

なお嶋麻呂の賜姓や宅守の叙位任官をみていえることは、山城国諸藩の雄族秦忌寸氏から派れて太秦公忌寸が成立していく経緯が推測できるということである。太秦公忌寸氏は『新撰姓氏錄』によれば左京諸藩上の筆頭に、「太秦公宿禰」とある家系に当りその伝によれば、

出自自秦始皇帝三世孫孝武王也。男功滿王。帶仲彥天皇

諱仲

八年來朝。男融通王

一云弓月王

譽田天皇

諱寛

十四年。來率廿七縣百姓歸

化。獻金銀玉帛等物。大鷦鷯天皇

諱仁

御世。以三百廿七縣秦氏

分置諸郡。即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰。秦王所獻絲綿絹

帛。朕服用柔軟。溫煖如肌膚。仍賜姓波多。次登呂志公、秦公

酒。大泊瀬幼武天皇

諱建

御世。絲綿絹帛委積如岳。天皇嘉之。

賜號曰禹都萬佐。

とあるが、山城系秦氏の二大棟梁家の一つであることがわかる。この系統は、(2)(9)(3)に挙げた秦下嶋麻呂および(5)(6)に挙げた太秦公忌寸守と(7)に挙げた神野王(嵯峨天皇)の乳母太秦公忌寸浜刀自女の三人である。この三人の関係はおそらく「賜姓禹豆麻佐」の伝承説話をもつ秦造酒公の系統であるが、嶋麻呂の太秦公忌寸賜姓の時から分家をなしたものと推定できる。守・浜刀自女は嶋麻呂の子に当ると思われる。さらに、この太秦公忌寸の始祖である嶋麻呂の女は、北家大納言正三位藤原小黒麻呂の室となつて、葛野麻呂を生んでいる。

秦忌寸系の天平年間の氏上はおそらく朝元であつたろうと思われる。なによりも、藤原宇合の子の淨成に女を嫁し、種繼を生ませてい

ることからも首肯できる。

山城系秦氏の二大棟梁家からそれぞれ藤原氏の権勢家を出生させていることは興味深い事実である。そこには帰化系雄族がその蕃種ゆえに官界の要職につき得なかつたという障壁を、同じ帰化系氏族の血を受けた桓武註11天皇およびその父光仁天皇時代に、その蓄積した財力と人材、とくにその地の利を大いに活用して、官途に雄飛しようとする兆しを看取することができるのである。

その一つの大きな徵表が、改賜姓の多くの事実である。註12に挙げた

宝亀七年（776）の奈良忌寸・朝原忌寸をはじめとして、延暦二年（783）車持、同十五年（796）秦宿禰、弘仁二年（811）朝原宿禰、天長十年（833）秦宿禰、承和三年（836）朝原宿禰、同十五年（843）朝原宿禰、天安元年（859）太秦公宿禰と陸續としていることが語つていよう。なかも「朝原宿禰」氏姓への改賜姓はひとり秦氏からの転姓で、別氏姓からの転姓の例は見当ないのである。これは一つには、桓武天皇の斎王であつた朝原内親王にゆかりを求めるためではなかろうとも考へられる。ところで朝原氏を称する人物で五位以上に叙されたものに、

- ①朝原忌寸道永 延暦六年（787）三月には、從五位下大学頭東宮學士文章博士越後介であつた。
- ②朝原宿禰嶋主 承和元年（834）二月には、外從五位下主税助造船使次官であつた。
- ③朝原宿禰良道 天安二年（858）六月には、從五位下左京亮であつた。の三人がいる。

道永の初出は天応元年（800）であり、朝元の没後五十数年後に当り、その年差からして、朝元の子とすることも一つの可能性があるといえよう。その歴任した官によつても朝元とのつながりをうべなうこともできようが、後考に譲ることにしよう。

とにかく、『新撰姓氏錄』の時点では、二十五氏の秦氏があるが、中、山城國を本貫とする秦氏は十七氏であり、それら十七氏も、左京

諸藩上の筆頭に載る太秦公宿禰と、山城國諸藩の筆頭に載る秦忌寸の二大棟梁家に分属していくことがわかる。またさらに、秦氏から別氏姓に改氏姓したものも考慮に入れるとその分校は多數にのぼり奈良末から平安初頭にかけての秦氏の勢力伸張ぶりがいかに大きかつたかを窺い知ることができるのである。

四 朝元の伝記について

(一) 父辨正法師

「俗姓秦氏。性滑稽、談論に善し。少年にして出家し、頗る文學に洪し。大宝年中に、唐国に遣学す。時に李隆基が龍潛の日に遇ふ。圍碁に善きことを以ちて、屢賞遇せらる。唐に在りて死ぬ。」と伝えられる。弁正が登場するのは文武天皇の大宝初年（701）である。その時、遣唐請益僧として登場してくることを考えるとかなりの壯年に達していたことは疑いないことである。同行の留学僧釈道慈がおおよそ三十代の初めごろであつたことからして、弁正も同年輩かいくらか年嵩であったとしておきたい。するとその生年は大宝を溯る三十余年ということになり、それは同族骨肉が敵味方となつて戦わねばならなかつたあの血なまぐさい壬申の乱（672）前後の時期に当ることになる。当然、戦乱の生死無常の時代に自ら出家遁世、あるいは自家一族の菩提を弔うことと出家させられたものの数はかなりにのぼつたことであろうと思われる。ことに山城系秦氏はこそつて寺社を奉祀造立した家系であることを考慮に入れればなおさらのことであろう。「少年にして出家す」とすることによつても弁正是そうしたケースの一人であったと思われるのである。その寺は山背国葛野の秦造河勝ゆかりの蜂岡寺であつたろうか。修業の末、大宝初年には世に「頗る玄學に洪し」と評判されるひとかどの学僧となつてゐた。時に、第七次遣唐使の機運が高まり、人選に当つて、ある専門的な課題研究のために短期留学の請益僧として抜擢されて渡唐することになつたものと思われる。

その時、幼い朝慶と朝元のふたりを僕従として携帶することになつた

ものと思われる。

(二) 朝元は石勝の子か

ところで、弁正は「少年にして出家」したのであるから妻帯して子を儲けたか疑問としなければならない。おそらく、朝慶朝元のふたりは、僧尼令に、

僧聽^{ハセ}近親^{スルドヲ}謂^ト。三等以上餘稱^ニ郷里^ニ。謂^ト本^テ信心童子^ヲ謂^ト未成^{人之稱也。}
近親^{皆准レ此也。}貞也^{ヲハレ}。取^ニ童子^ヲ謂^ト未成^{人之稱也。}
供侍^上至^ニ年十七^ニ各還^ニ本色^ニ。其尼取^ニ婦女情願者^一謂^ト不限^{年之長幼ニ}。
但取^ニ於^ニ親鄉里^ニ。

とあるのによれば弁正の子ではなく、弁正の近親者の子、おそらく甥であつたかと思われる。時代的にその生存と名のはつきりする人物に石勝がいるから、その人の子供ではなかつたかと推定しておきたい。石勝を父として、山背国葛野の地に孤々の声をあげたのは持統九年(695)、藤原京への遷都の翌年であった。朝元が石勝の子であったとすれば、「性滑稽、談論に善し」と称された弁正の資質を承けていなくとも不思議ではないことになる。そして、石勝の子であったからこそ、葛野の秦忌寸氏の財力を基盤として主計頭になり、藤原宇合の縁戚となり、從四位下にまでのぼり得たのだともいえよう。

(三) 第一回渡唐・医学修業

さて、大宝元年(701)春正月廿三日に遣唐使任命の下つた第七次遣唐使一行のメンバーは、執節使栗田朝臣真人・大使高橋朝臣笠間・副使坂合部宿禰大分に、少錄山於億良(万葉歌人山上臣憶良)留学僧道慈らであったが、その事実上の出船は大宝二年六月廿九日難波津発であつた。時に朝元は八歳。弁正・朝慶が道慈とその僚従數名と少錄良の船に同乗したか。風雨波浪、船酔いなどとたたかう困難な船旅の末、無事に入唐し、唐都長安に入京したのは翌三年であつた。
(71) 年十七才をもつて決められる。僧尼令に「年十七に至らば本色

に還せ」とあるからである。前期の少年時代は弁正法師の供侍者としての雜務の傍ら、漢語習得に明け暮れた日常であったと思われるが、早くて元服成人後、おそらくとも年十七に至り、医学の師について医術の勉強に励んだにちがいない。医学生としての修学期間は短くとも七、八年から十年間に及んだことになり、かなりの技術を修得したにちがいない。それが証拠に養老五年(721)二十七歳の時に、学業優秀者の朝元が実学である医術を修めることに費した青春は後代の非文学者の朝元像を形成するのに大きな影響を与えていることがわかる。たとえば、朝元が帰日のために便乗した第八次遣唐使船で入唐した留学生吉備真備と阿倍仲麻呂の生涯を照合してみれば明らかである。

真備は入唐時二十二歳、留学十九年ののち帰朝し、正六位下大学助教・孝謙天皇侍講・右京大夫・遣唐副使・大宰大式・參議・中納言・大納言と累進して遂に右大臣にまでのぼつてゐる。仲麻呂は入唐時二十歳、帰朝せず名を朝衡と改めて唐朝に仕え、司經校書・左拾遺・左補闕・儀王友・衛尉少卿・秘書監兼衛尉卿にのぼり客死した。^{註15}このふたりの在唐留学を比較した次の二文は、そのふたりの性格資質の相違を明らかにしていよう。

真備とともに入唐した留学生で著名なもう一人の阿倍仲麻呂は、遂に帰らずして唐朝に仕えて死んだのであるが、この人は文人・詩人との交遊が多く、自分でも名詩・名歌を詠じた。それとは異なつて真備はその方は得意ではなく、むしろ実学の方面に多才ぶりを發揮した。帰朝の後、真備が詩を賦した事は伝わつているけれども、その詩は一首たりとも『懷風藻』に残っていない。歌も『万葉集』に見当らない。詩歌が出来なかつたのではないであろうが、名吟・秀歌のない人なのであろう。八十一年の生涯を通覧して見ての為人としても、すべては奇矯な点の全然見えない人柄である。真備がその才能を發揮した部門は文学の方面ではなくして、主として儒学・法律・礼儀・祭式・軍学・築城等にわた

る。従つて唐における学習も、このような多方面にわたる実学の方に熱心で、その在唐十九カ年を寸暇を惜しんで学んだものと考えられる。^{註16}

といわれるところの実学・実務派官人タイプの真備に近似した資質を朝元は持っていたにちがいない。

朝元は滯唐十六年の中、すくなくとも七、八年の間、医学修得の研鑽を積み、真備入唐と入れ替つて帰朝の途についた。養老二年（718）夏のことであつた。前年に入唐した第八次遣唐使団の中、副使藤原朝臣宇合の船に同船して、第七次遣唐使の副使坂合部宿禰大分・留学僧道慈らと共に無事に帰国した。養老二年十二月二十五日には入京している。

「法師及び慶は、唐に在りて死ぬ。元は本朝に歸り、仕へて大夫に至る」とあるから、弁正と朝慶は、この養老二年の夏以前に唐にあつて没したことなどが知られるから、弁正・朝慶の位牌を抱いてひとり帰国することになった朝元の心の支えとなつたのは、往復の行を共にした积道慈であつた。また、この帰国に際して知遇を得ることとなつた宇合との接触は、後に朝元の女を宇合の子淨成に嫁すこととなり、外孫種継を持つことになった。また、道慈の許へは子の一人を、おそらく『懷風藻』に見える釋道融を弟子入りさせたかとも考えられる。

(四) 新帰朝者

養老二年（718）十二月十三日、「多治比真人縣守等自唐國至」、十五日「進三節刀。此度使人略無鬪亡。前年大使從五位上坂合部宿禰大分亦隨而來歸。」と『続日本紀』にはあって、朝元もこの年度末にして十八年ぶりのなつかしい故郷であった。この十八年間に、文武崩じ元明を経て元正女帝の時代になつており、都も藤原の地をすてて平城に遷つていた。年号は慶雲・和銅・靈龜・養老と四度改元され、文運の進展もめざましく、『古事記』が完成し、諸国に『風土記』撰進の詔が下り、『日本書紀』も完成間近かであつた。多感な少青年期を

送つた唐都長安とは違つた日本の——山城の風土は朝元にどのような影響を与えたのか今は明らかにし得ない。故郷の家に落着き日本の生活に戻りはじめた翌三年（716）夏四月九日、朝元は忌寸の姓を賜つた。そして、医術をもつて官に仕える準備にとりかかりはじめたことであろう。

(五) 初叙位

朝元に忌寸賜姓のあつたのが養老三年（719）四月であり、養老五年（721）一月には「従六位下」にあつて医術優秀者として賞賜されている。朝元の初叙位が何時であり何位であつたを分明するには選叙令の規定を基準にするしかあるまい。選叙令の授位規定には、

授位者。皆限二年廿五以上。課入色年限。起自三十七也。唯以蔭出身。皆限二年廿一以上。

とあり、また、同じく、

五位以上子出身者。一位嫡子從五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子從六位上。庶子從六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及從四位嫡子從七位上。庶子從七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及從五位嫡子從八位上。庶子從八位下。三位以上蔭及孫降三子一等。謂嫡孫降嫡子一等。外位蔭准内位。其五位以上。帶勲位高者。即依當勲階。同官位蔭。四位降二等。五位降三等。謂亦降其子蔭位也。

とある。これを基準として考証してみれば次のとくである。

まず、その出身に当つて、蔭位の場合の可能性を考えてみると、養老五年の従六位下が初叙とすれば、三位の庶子ということになるが、秦氏で三位にのぼつたものの正史の記録はないので、朝元の出身は蔭子ではないことがわかる。ということは朝元の初叙位は二十五歳以上の年齢の時でなければならぬことになるはずである。つまり朝元は養老五年（721）一月には若くとも二十五歳以上でなければならぬこ

となる。かりにこの五年に初叙位としてこの時二十五歳ならば出生は文武元年（697）ということになる。なお、この養老五年正月の『続日本紀』の記事は授位記事ではなく賞賜記事であり、養老三年四月の記事が賜姓記事であるからして、おそらく朝元の従六位下授位はその間の養老四年（720）正月であったとするのが妥当であると推定したい。

時に数え年二十六歳であったことになる。すると出生は持統九年（685）ということになるのである。

朝元の出生を持統九年（685）、初叙位を養老四年（720）とすれば、大宝二年（702）入唐時は八歳ということになり、唐土出生説は成り立たないことが明瞭となるのである。

(e) 貴族官僚への道

養老四年（720）二十六歳で従六位下に初叙された朝元の貴族官僚への歩みをみると次のとくである。

養老五年（721）正月二十七日にも従六位下であったが、その十年後、初叙位からは十二年後の天平三年（731）正月にやっと三十七歳の時に、貴族官僚の末端の下級貴族の席を占める五位に至った。ただし、内位ではなく、外従五位下であった。養老五年に従六位にあった朝元が天平三年に外従五位下に叙されるまでの十年間のうち彼の消息で明らかなものは、天平二年、つまり、外従五位下授位の前年三月のことである。譯語（通訳）を養成する詔によつて弟子二人をとつて漢語を教授したという記事である。この記事から推して、翌年の授位はこの譯語養成の功勞によるものであろうか。

なお、不確であるが、次のようなことが推定できるかと思うのである。

養老五年（721）、医術を賞されての賜品の中の鍼廿口をもつて巨椋池周辺の開墾を果したか。良田一〇〇万町の開墾計画の政策発表がなされたのは翌六年四月のことであり、その翌年四月には三世一身法が制定され、ますます墾田拡張事業に拍車がかけられていつた時代であった。その墾田政策に協力し実績をあげた功により、聖武天皇即位の

年、神亀元年（724）に特進して正六位下か上に授位されたか。あるいは、神亀三年（726）正月に同族の秦忌寸足国が正六位上から従五位下に授位されているから、この時に朝元は正六位上に授位されたかとも考えられる。どちらかといえば聖武即位の年の授位に正六位となつたと推定したい。

(f) 再度の渡唐

『懷風藻』の弁正伝によれば、
元は本朝に帰り、仕へて大夫に至る。天平年中に、入唐判官に拜
さる。大唐に到りて、天子に見ゆ。天子其の父の故を以ちて、特
に優詔にぎへ、厚く賞めあうほたまふ。本朝に還り至りて、尋さぎて卒す。
とあって、「天平年中」の「遣唐判官」とあるから、第九次遣唐使の時であろう。

第九次遣唐使は天平四年（732）八月十七日にその大使以下の任命があつた。大使多治比真人広成・副使中臣朝臣名代・判官平群朝臣広成・田口朝臣養年富・紀朝臣馬主・准判官大伴宿禰首名で判官四名の中一名不記であるが、おそらく秦忌寸朝元があつたのだろう。翌五年夏四月三日遣唐四船難波津を出発、その年の中に入唐した。

帰國は、大使の第一船は翌六年十月二十日に多爾島に帰着し、七年三月十日に入京し節刀を進めている。第二船（副使中臣名代）は南海に漂流し、天年八年八月帰朝。第三船（判官平群広成）は林邑國に漂着し、天平十一年十月帰朝。第四船は漂流して消息不明。朝元は七年四月に外従五位上を授位しているから、大使と行を共にして七年三月に帰國入京したことがわかる。

この度の遣唐使の一員に請益生秦大麻呂が往復とも行を共にしたようであるが、朝元と近い親等の人物であると思われる。「請益生」と請益僧は、入唐前にすでに日本において一応の研究と修業を積み、ひとかどの専門家となり、相当の地位についているものが、その専門の分野での特殊な問題を研究するために入唐する場合を指して呼んだ言葉である。^{註17}といわれているから、この大麻呂は秦氏でもかなりの人物

・玄昉も第一船で帰国している。 でり、朝元と近い関係にあつたことがわかる。彼は帰国後、五月七日に『問答』六巻を献上している。内容は知られていない。また、真備

(八) 外孫種継の誕生と図書頭任官

とあり、「尊卑分脉」に、種継の母を「母秦源女」としてあるから、朝元の外孫であることがわかる。

寮の長官である。「職員令」によれば、

頭一人。掌ヲ經籍。図書。謂五經六籍河圖洛書之類。其諸史百家亦兼掌也。修撰國史。謂據考證史書也。内典佛像。宮内礼佛。謂宮中諸作佛事也。正月金光明會。及臨時轉讀般若等之類。其真言。掌。校寫。裝潢。謂截治曰裝。染色曰潢。即工程。給紙筆墨一事上。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。寫書手廿人。掌ヲ校三寫。書史ヲ。裝潢手四人。掌ヲ裝潢。經籍ヲ。造紙手四人。掌ヲ造。管。造墨手四人。掌ヲ造。使部廿人。直丁二人。紙手。

とあつて、経籍図書の保管・国史の修撰、宮中の仏事、校写装潢の紙筆墨類をつかさどった。助・允・属のほかに写書手・装潢手・造紙手

(九) 任典葉頭の時期

（九）任典薬頭の時期

天平十五年六月三〇日に図書頭の官を林王に譲つた後の朝元の任官は不明であるが、吉田宜が図書頭の次に任じたのが典薬頭であったから、朝元も典薬頭に任官したかとも思われる。だが、天平十五年六月三〇日に典薬頭には倭武助が任官されていることが続日本紀にあるからこの時ではない。倭武助はこの年十一月十三日に外從五位下から内位の從五位下を特授されているから、典薬頭としての功績があつたものと思われる。倭武助の記録はこれ以後見当らないので間もなく他界したのであろう。この倭武助の後に、天平勝宝六年（754）七月十三日に忌部鳥麻呂が任ぜられている。この間十二年の長きに亘つて倭武助がその任にあつたとは考えられないから、かつて医術優秀者として賞賜の経験を持つ朝元が、典薬頭になつたのは妥当なコースであつたといえよう。

典薬寮とは、令の規定によると、次のごとくであった。

頭一人。掌_下諸藥物。療_二疾病_一。
謂依_ニ醫敕令_ヲ五位以上疾患者。
並奏聞_ニ遣_ニ醫師_ヲ為_ニ療_ス是也。
助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。
諸疾病_ヲ及診候_上。醫博士一人。掌_上諸藥方脉經。教授_ヘ
醫生_三。掌_下醫學_ニ。諸醫療_ヲ。針師五人。掌_下療_ニ諸瘡病_ヲ及補寫_上。
謂_ニ虛者補之。實者寧之。
針博士一人。掌_下教_ニ。針生等。針生廿人。掌_下學_ニ

針。案摩師二人。掌_レ療_二。諸傷折_一。案摩博士一人。掌_ル教_ニ。案摩生等一。案摩生十人。掌_レ學_ニ。案摩_ル療_二。傷折_一。咒禁師一人。掌_二咒禁_一。咒禁博士一人。掌_ル教_ニ。咒禁生六人。掌_ル學_ニ。藥園師二人。掌_下知_一。藥性色目_一。為_レ色。溫為_レ性。狀_ム。藥園生六人。掌_ル學識_ニ。種_二採藥_一。使部_ヲ。及教中_ヲ。藥園生_ヲ。藥園生六人。掌_ル學識_ニ。種_二採藥_一。使部_ヲ。藥諸草_ヲ。及教中_ヲ。

廿人。直丁二人。薬戸。乳戸。

天平十六年春から天平十八年三月に主計頭に任官するまでの間といふことになり、天平十八年正月には典薬頭であったと推定される。

さて、たまたま萬葉集に不名誉な記録をとどめられることになった天平十八年春正月には典薬頭として、太上天皇の雪宴に侍したことになる。

(4) 天平十八年正月の雪宴

萬葉集卷十七に、

十八年正月、白雪多に零りて地に積むこと數寸なり。時に左大臣橘卿、大納言藤原豊成朝臣及び諸正臣等を率て、太上天皇の御在所中院の西院に参入りて、掃雪に供へ奉りき。ここに詔を降して、大臣參議并に諸王は、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍はしめて、酒を賜ひて、肆宴じよあがりしたまひき。勅してのりたまはく、汝王卿等、いさざかこの雪を賦みて各その歌を奏せとのりたまひき。

左大臣橘宿禰、詔に應ぶる歌一首(三九二二)

紀朝臣清人、詔に應ぶる歌一首(三九二三)

紀朝臣男梶、詔に應ぶる歌一首(三九二四)

葛井連諸會、詔に應ぶる歌一首(三九二五)

大伴宿禰家持、詔に應ぶる歌一首(三九二六)

藤原豊成朝臣、巨勢奈な三麻呂朝臣、大伴牛養宿禰、藤原仲麻呂朝

臣、三原王、智奴王、船王、邑知王、小田王、林王、穗積朝臣

老、小田朝臣諸人、小野朝臣綱手、高橋朝臣國足、太朝臣德太

理、高丘連河内、秦忌寸朝元、樺原造東人。

右の件の王卿等、詔に應へて歌を作り、次によりて奏しき。登時

記さず、その歌漏り失せぬ。但、秦忌寸朝元は、左大臣橘卿諱れて曰く、歌を賦むに堪へずは躋を以ちて贖へ、といふ。これに因りて默止もだをりき。

とあって、朝元以外の参列者はそれぞれ応詔歌を奏上したが、朝元ひ

とり奏上しなかつたといわれている。その間の事情は、井上通泰『萬葉集新考』にいう

靡堪云々は歌ヲ賦スルニ堪ヘザラバ躋ヲ以テ贖へとよむべし。

△中略▽さて此ニ因リテ黙止スとあるを見れば全く得作らざるにはあらねど大臣に反抗するに當るが故に作らざりしなり。

というのがその真相であつたとしたい。というのは当時の官人、それも五位以上の貴族官僚が詩酒賜宴の応詔歌一首作り得ないということはないのであつて、一応の歌らしい歌作りは出来たのであり、自作でなければ代作を用意して出かけたり、他人の作を伝誦したりしてその場をとり繕うだけの才覚があつたはずなのである。

さて、朝元が「此ニ因リテ黙止」したのは、大臣諸兄の言辞への追従であり、さらには、市村宏氏の、

この栄える席に列なりながら、歌の詠めない朝元に、諸兄が「躋香で代弁しなさい」といったので、君前とはいえ一同思はず失笑した。これは諸兄の他意のない洒落であった。がこの洒落がピタリと当るためには、その時の朝元が典薬頭であつたことが必要である。このあと彼は主計頭になつたが、それではこの洒落は生きない。躋香は典薬頭の管理する高貴薬であったからである。

△中略▽

またこの頃は、或種の刑罰を銅を以て贖うことが法によつて許された時代で、今日の罰金や過料に似た法制があつたためで『以レ

躋臏くわら之』といふ洒落が、歌の出せない、多分は典薬頭の朝元に

対するものとして、口をついて出たのであろう。満座失笑のさま

が印象深く、余談ながら席に列ついた家持によつて記録されたものとみえる。註18

というご指摘は部分的に正しいといえよう。部分的とは、一つには朝元が當時典薬頭の任にあつたであろうこと、二つには躋香である。しかし、「歌の出せない」人物評価は当を得ていないはずである。この間の事情は、歌を奏上しようとしたところに諸兄の言葉があつて、

奏上しかねたのであった。朝元が、「性滑稽にして、談論に善し」といわれた弁正の資質を承けていたのならば、とっさに麝香をふまえた当意即妙な応酬が出来たのであらうが、それはなかつたらしい。

(2) 任主計頭

さて、この賜宴応詔の一ヶ月のちの三月、朝元は抜擢されて主計寮の長官に任命された。

民部省所管の主計寮は、

頭一人。掌^{スル}計^ハ納^レ調及雜物^ヲ。謂除^シ關以外諸國貢獻物等是也。支度國用^ヲ勘^ム勾^{スルヲ}

用度^ヲ助一人。大允一人、少允一人。大属一人。少属一人。舞師二人。掌^{スルヲ}計^ハ調庸及用度^ヲ。史生六人。使部廿人。直丁一人。

と規定されており、頭は、中央に送られてくる調庸の計納・国の費用の準備・用度の勘査をしたのであって、国家の財政担当事務官の長官であつた。この人事は、當時、東大寺造営に着工し、大仏造頤工事が始められていたから、その財務担当者に山城の秦忌寸氏の財力資力を利用しようとしたためであつたと思われる。

(2) 栄光の死没

さて、大仏の完成は天平勝宝元年(749)七月のことである。朝元の死没は勝宝三年十月に成撰した『懷風藻』に「本朝に還り至りて、尋いで卒す」とあるからには勝宝三年以前には死没していたことになるが、おそらく大仏完成後の勝宝元年末か二年の初めであつたとしたといい。なお、主計頭の任は後任の阿倍鷹が天平勝宝元年(749)八月十日に任官しているから、大仏完成と同時に辞任したことになる。その功によりて秦忌寸氏初の從四位下に特授されたものと思われる。そして、四年間の財務担当者としての激務の果てに病を得てその年の末か翌二年初め頃に死没したものと推定できよう。それは栄光の死没であつたといえるか。

以上素描したごとく、朝元のその生涯は決して文學者の一生ではなかった。主たる職能は医術にあつたが、その属する秦忌寸氏の財力の

ために主計頭となり、從四位下の中級貴族にのぼりえたが、心労の果てに五十五、六で没した卑姓官人の一人であつたといえる。

五 おわりに

稿を急ぐのあまり書きこみの足りない無難な拙考であるが、大方のご教示ご叱正をいただきあらためて後考を俟つことにしたい。

註 1 『萬葉集略解』による。

註 2 『萬葉集古義』による。

註 3 『萬葉集新考』による。

註 4 『萬葉集評釋』による。

註 5 『萬葉集全註釋』による。

註 6 『萬葉集評釋』による。

註 7 『萬葉集私注』による。

註 8 田中重久『聖德太子御聖蹟の研究』の中、「広隆寺創立の研究」に詳しい。

註 9 同前

註 10 今井啓一『秦河勝』所収の「秦氏とその遺蹟・伝承——山城・河内における——」に詳しい。

註 11 桓武天皇の生母は、帰化系氏族の和乙繼の女高野新笠である。光仁・桓武の二代に亘る山城系帰化氏族との関係は、村尾次郎『桓武天皇』に詳しい。

註 12 『懷風藻』の釈道慈伝による。

註 13 『旧唐書』倭國日本伝の記事「長安三年、其大臣朝臣真人、來貢方物」による。

註 14 宮田俊彦『吉備真備』に詳しい。

註 15 杉本直次郎『阿倍仲麻呂伝研究』に詳しい。

註 16 註 14と同じ。

註 17 森克己『遣唐使』による。

註 18 「秦忌寸朝元」(東洋大学「上代文学研究会会報」第14号所載)

秦忌寸朝元関係年譜

日本年次	大化4	5	大化1	3	皇極3	18	推古11	欽明1	宣化4	16	15	雄略12	14~16
暦西	658	649	645	644	610	603		540	539~535	479~458	312~300		
皇天	齊37明	孝36德	皇35極	推33古			欽29明		宣28化		雄略21	15	神
年推定													
一 般 事 項													
朝 元 事 項													
関 係 人 物													
○秦の帝室の後裔、弓月君ら百廿七県、 百濟より来日帰化													
○八月、高麗・百濟・新羅・任那の使來 朝貢獻。													
○同月、秦人漢人等諸蕃の投化者を召集 して国郡に配置し戸籍を作る。													
○七月、秦の民を全国に分散させる。													
○十月、木工闇鶴御田、伊勢采女を斬せる疑 いをうける。秦酒公、琴声をもつて救う。													
○諸國に分散する秦民を集めて、秦造酒に賜 う。													
○欽明天皇即位前、山背國紀伊郡深草里の秦 大津父を近侍寵愛する。													
○十二月、秦大津父、大蔵省を拝す。													
○十月、新羅・任那使人來朝。													
○七月、東國富士川辺の大生部多、常世 神を祭り村里を惑す。													
○九月、古人大兄皇子の乱。													
○十月、紀温泉に行幸													
○三月、蘇我倉山田麻呂誅殺。													
○十月、天皇、亡孫建王を想い歌三首をうた う。その伝誦を秦大蔵萬里に託す。													
○三月、山田麻呂側の殺戮者十四名中に、秦 吾寺（赤猪の近侍者か）あり。													
蘇我赤猪（別名、秦）													

大宝	文武	"	持統	朱鳥	"	"	"	"	天武	"	"	"	天智	齊明
1	1	10	9	8	1	14	13	12	5	10	5	2	1	6
701	697	696	695	694	686	685	684	683	680	672	671	666	663	660
			持統						天武					
7	3	2	1											
○八月、大宝律令を制定	○八月、文武天皇即位	○五月、吉野へ行幸	○五月、秦造綱手、壬申の功により忌寸姓を追贈される。	△朝元誕生。	藤原宇合(出生)	○九月、秦造綱手、壬申の功により忌寸姓を	○九月、秦造綱手と改賜姓。	○六月、秦連、秦忌寸と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、近江軍の將、秦友足、鳥籠山で戦死	○六月、大海人皇子(天武天皇)側の大伴吹	○六月、壬申の乱。	○八月、白村江の戦で百済滅亡。	○九月、小山下秦造田来津、百済救援のため派遣され国政を監す。
○九月、百済人二千余人を東國に置く。	○十二月、天智天皇没(58)。弘文天皇(大友皇子)即位。	○九月、直造姓の三十八氏に連姓を賜う。	○九月、天武天皇没(65)	○九月、秦連、秦忌寸と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、秦造、秦連と改賜姓。	○九月、朴市田来津、戦死。	○十二月、朴市田来津、豊璋に軍略上、遷都を進言。

		天	平	神	龜	養	靈	和	慶	大
3	2	1	3	2	1	老	龜	銅	雲	宝
731	730	729	726	725	724	722	721	720	719	718
元44 正	元43 明	文42 武	10	8						
○七月、第七次遣唐使の執節使ら一行帰 国	○六月、弁正に伴われて朝慶と共に渡唐。	○六月、弁正に伴われて朝慶と共に渡唐。								
○十月、第八次遣唐使帰國。	○三月、平城京に遷都	秦忌寸広庭（四月に伊勢神宮に献物する）。山上憶良（遺唐少録）。道慈（遣唐留学僧）								
○十二月、入京。	○一月、「古事記」成る	山上憶良（163）								
○三月、第八次遣唐使を派遣	○五月、「風土記」撰進の詔下る									
○九月、改元。元正天皇即位										
○十月、第八次遣唐使帰國。	○十二月、第八次遣唐使に便乗して、朝元のみ帰國。	藤原宇合（副使）・吉備真備・阿倍仲麻呂（留学生）・玄昉（留学僧）								
○五月、「日本書紀」成る	△この年までに、弁正・朝慶のふたり死没。	藤原宇合・道慈								
○一月、学業優秀者に賞賜	○四月、朝元、忌寸の姓を賜う。									
○四月、良田一〇〇万町の開墾を計画	△一月、從六位下を授かるか。									
○二月、聖武天皇即位	△正六位上を授かるか。									
○二月、長屋王の変、長屋王没（54）	秦女王（誕生）									
○八月、改元	藤原宇合（參議）									
○三月、訳語を養成する旨の詔くだる	秦忌寸足園（從五位下）									
○三月、弟子二人に漢語を教授する										
○一月、外從五位下を授かる	大伴旅人（没67）									

天平 宝字 3	天平 勝宝 3	天平 勝宝 1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	天平 5	
759	751	749	747	746	745	742	741	740	738	737	736	735	734	733						
淳47 仁		孝46 謙													聖45 武					
		55	53	52	51	48	47	46	44	43	42	41	40	39						
○十一月、「萬葉集」終る	○四月、改元。 ○七月、改元。孝謙天皇即位。東大寺大 仏成る	○九月、東大寺に大仏铸造始まる	○四月、東大寺の造営に着工	○五月、都を平城京に戻す ○十月、大倭金光明寺(東大寺)に大仏 造頭することにきまる	○一月、大上天皇(元正)の御在所に参上し て掃雪に供奉す。肆宴の折、雪を賦す歌を 奏せとの詔あり。朝元、奏歌なし。 △一月、典義頭であつたか △三月、主計頭となる	○七月、從四位下を特授されるか △年末、朝元病没か	秦下幡麻呂(從四位下、賜姓太秦公) 秦女王(從四位下)・秦公幡麻呂(造 宮輔)・佐伯今毛人(大倭國少掾・造 東大寺司次官)・市原王(造東大寺司 長官)	橋諸兄(左大臣)・大伴家持(宮内 少輔・七月に越中守)・秦忌寸八千 島(越中大目)・秦忌寸太魚(外從 五位下下野守)	秦忌寸幡麻呂(從四位下長門守卒)	秦忌寸石竹(越中省)	秦許遍麻呂	山部王(頼武天皇)誕生	○外孫、藤原種継出生	○十二月、図書頭となる	○六月、遣新羅使を派遣	○三月、遣唐大使入京	○十月、遣唐大使ら多祢島に帰着	○五月、第九次遣唐使を派遣	○遣唐判官として入唐。	多治比県守(大使)・秦大麻呂(請 益生)
大伴家持(因幡守)																				

天平宝字7 天平神護2 天平神護2 天平宝字7	763 称48 仁	766 770 774 775 776	宝 龟 2 2 2	天 応 1 1 1	延 暦 1 1 1	4 3 2 2 2	4 3 2 2 2	天 応 1 1 1	4 3 2 2 2
○十一月、外孫藤原朝臣種継、従五位下を授かる	○九月、種継、山背守となる	○九月、種継、近衛少将となる	○九月、種継、従五位上を授かる	○十一月、外孫藤原朝臣種継、従五位下を授かる	○四月、桓武天皇即位	○一月、種継、近衛少将となる	○九月、種継、近衛少将となる	○十二月、山背国葛野郡人秦忌寸箕造等九十人、朝原忌寸の姓を賜う	○十月、外孫藤原朝臣種継、従五位下を授かる
○九月、造長岡宮長官藤原種継、大伴竹良らに暗殺さる。皇太子早良親王を廃し、安殿親王(平城天皇)を太子とする	○六月、長岡京の着工	○八月、水上川継の変	○八月、改元	○閏一月、朝原忌寸道永大外記となる	○四月、種継、従四位上を授かる(左京大夫兼下総守)	○七月、種継、左衛士督兼近江守となる	○十月、正六位上朝原忌寸道永、外從五位下を授かる	○四月、種継、右大弁兼播磨守となり、七月に正四位上を授かる	○三月、道永、越後介を兼ねる
○八月、道永、従五位下を授かる	○九月、種継射殺され没する(49)	○三月、道永、中納言正三位式部卿左衛門督	○八月、陰陽を解する者十三名中に道永の名あり	○十一月、道永、大學助を兼ねる	○二月、種継、右大弁兼播磨守となり、七月に正四位上を授かる	○十月、足長、主計頭となる	○十一月、山背国葛野郡人、秦忌寸足長(従五位上)	○二月、道永、越後介を兼ねる	○六月、種継、中納言正三位式部卿左衛門督
○十月、足長、主計頭となる	○十一月、道永、東宮学士となる	太秦公忌寸宅守(従五位下)							

										延暦	
										6	
										13	
838		836		834		814		811		807	794
仁54 明						嵯52 峨		平51 城			

○十月、長岡京に遷都	○三月、道永、從五位下大學頭となる。東宮学士、文章博士、越後介を兼ねる。	太秦公忌寸宅守（主計助）
○十一月、「古語拾遺」成る	○七月、「新撰姓氏録」成る	太秦公忌寸浜刀自女（賀美能宿禰の姓を賜う）。神野王（嵯峨天皇）
○十二月、令義解を施行	○七月、右京人正六位上朝原忌寸三上ら、宿禰の姓を山城賜う。	太秦公忌寸浜刀自女（賀美能宿禰の姓を賜う）。神野王（嵯峨天皇）
○七月、第十七次遣唐使、筑紫を出発	○四月、遣唐医師山城国葛野郡人、朝原宿禰岡野、本居を改めて、左京四条三坊に貫附する	朝原宿禰嶋主（主税助外從五位下、造船次官）
○十二月、秦氏の寺、太秦の「広隆寺縁起」作られる	朝原宿禰嶋主（准錄事兼外國介）・太秦宿禰永道（広隆寺檀越）・朝原宿禰明吉（広隆寺法頭）	朝原宿禰嶋主（准錄事兼外國介）・太秦宿禰永道（広隆寺檀越）・朝原宿禰明吉（広隆寺法頭）